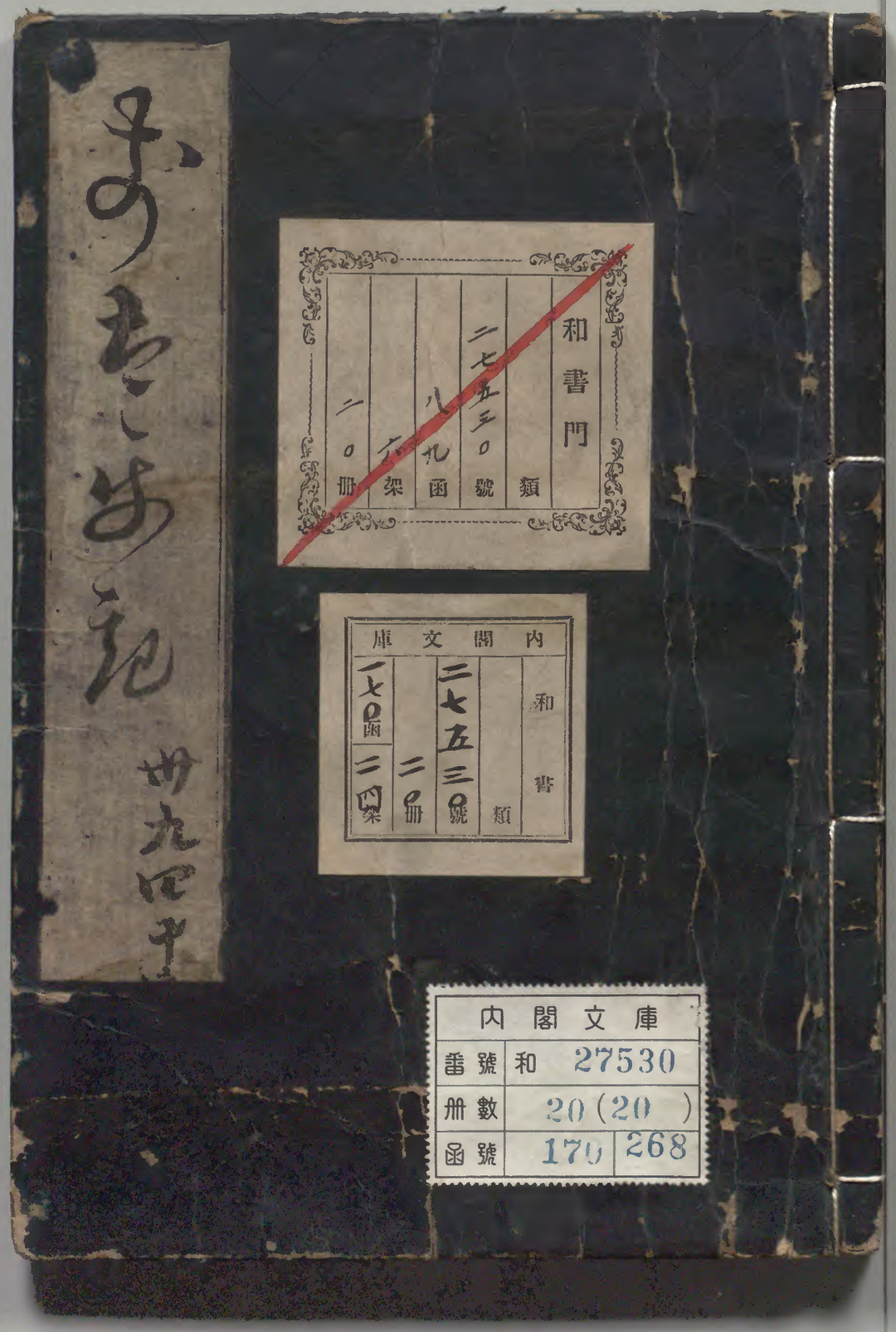

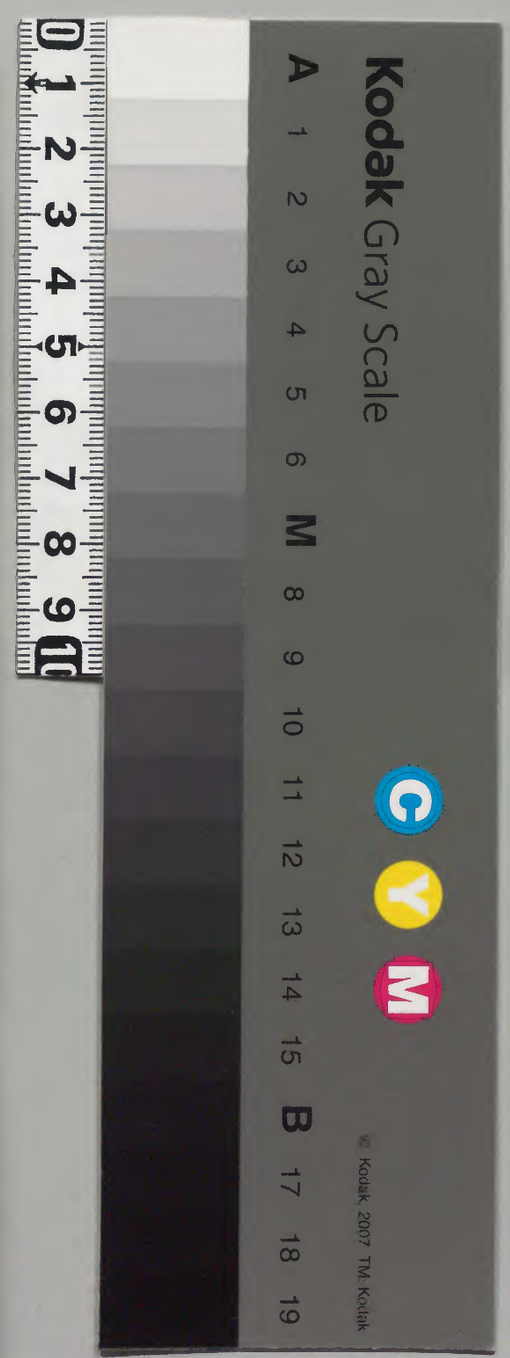

国立公文書館
National Archives of Japan

続史愚抄巻三十九目録

義光語康満二郎事

義忠朝臣横死事

康治殺害事 付同怨霊事

義綱蒙虚名事 付

為義追討使事

甲斐山事

甲斐国事

前太平記巻第三十九

義光信濃三郎と事

木曽冠者義仲逝去の後なる此義仲の家業相続して源の大内の守衛にして禁裏院中の警固を為す高家他家の輩重く之を嘉義光

猶武威を振ひ天下に名を揚て肩を並る人なし義光は去る嘉元年中に河内守に成り三郎義光は去る嘉元年中に河内守に成り

逝去の後八元天下の武勇我に勝れる人非ずと自負で世に新羅

と呼れる沼列三郎義光は神の傍に山荘を構へ在住し

沼列三郎義光朝臣に寄宿を頼られ権威を奪ひ逐ひ

舅聞の中不和にして別居八憤て弥信の何事をして夫進せざる

と呼れる沼列三郎義光の行状を洞見し依之書取を思ひ

方便を行構ふる小義宏は郎後藤三郎吉連と云者あり浪の
こさを枕にくゝ我を有るる付く義光の位牌へまゐりまでを先で幸乃
結るを一緒を沈ひ素懐と不遂と思く深く親と絡附引出和を
や賜く社参就ち分行よ元来不當れ男ゆく我と形部丞
殿乃氣を小入れ不和とて不悌最苦おび来住り
々の恐り小義光と家愛の妻あり容色ん勝れて分事實よ類
なるゝ々り吉連何ゝ分同ゆゝ和ゝりもん感ゝ義光
ゆと同ひ尋常事なるこさそ憤く強く速よ荒し浴べ
ゝりけゝと部て大ゝに喜び色こそ究竟の事ゝ思ひ
仰ぎ使ゝ使ゝりゝて慈と不知貌して坐ゝゝ或付又無格
まりて例乃如く宮方山乃物沈仕生く乗文分まで呼ゝり義光
酒肴設く行欲麻酔ゆく賜く自容ま醉と催ゝゝる時義光

宣ハゝり八世間よんゝよ任せ和事れ多き中小弥に悲ハ何ゝ分を
乃不付ゝんと宣ひゝる迄で麻酔れゝり何ゝよ芳ゝ勝利乃
有ゆゝゆゝ程ど恐ゝ乃ゝりゝさよ如ゝの八作ゝ或ハ浴ゝ
まゝ乃ゝと見そんと迷ゝ或ハ迄あ分女代思物分ゝんそ可
付朝ゝる行青ゝゆく食れ滑ゆと怒ゝ分ゝりゆよハ徑べ
さ人ゝゝく見ゝよゝ分憂れ可有ゝ不有と指南ゝ後我憂
を世ゝん物沈ゝゝゝ義光ゆ行ひ我ゝゝそゝゝゝゝ
ゝ見ハ憂乃浪ゝゝ迄で憂と時ゝゝゝんハゝ人の嘆しさ
何ゝ可有麻酔ゝゝゝハ饗ハ吉連ゝせゝ若ゝ憂の時分
業乃ゝで食と代ゝゝゝ思ゝ報ゆべゝゝと申ゝゝ時義光ゆ
咲てゝゝとさゝゝよハ那で若ゝ小和ゝ命小掛ゝゝ大事ゝ厭ま
ゝ形人でゝゝで此義光ゝで八憂妻憂妻ゝせよ惰む事ハ

有忠どもし宣へれど吉連ハ己が心に在事ならで僞附たり
申出べきやうもなく小緑の事ならぬ常に隔なく雖然に仕舞
ず先ハ卒爾なりしなやせましなや有忠して胸打悩く暫く扨
彼て絶く二人をまた打迎居らが汁なり義光儀の人ぞ除く
密に康論が耳に宣ふ所ハ此事が今に御の末義光能わたる真に
彼の吉連ハ何ぞても日々成る往が如何嬉りなんやと宣ひけれど康
論ハ答へしもなく気色面に現れ最恥入たり義光重ねて宣く
さる痛み有まじき事にて悲哉安き所ならねど疾汁て可
賜なり但し我とも深きゆゑあり達して得させなんや吉連も最
てきて八實の伝ひしひたりぞや争か遠背の及べき
しかる如く報君ハ一命と奉つれ上ハ何なりとも此事なくても
主弟命に代く勵べくもその上にて尚其疑ひやとて大小の神祇に

誓ひをぞ立てける其上義光不斜喜び此上ハ何をか可包事
ハ年来の看守し経ばそ細と知らずやあるが奥外合戦の時より義
光ハ深き恨ありき付て懐の信に可計と思ふ一度合戦の
最中なり且ハ敵の嘲哢と云ひ空く踏止ゞけるなり上洛の後も
今日明日と日を送りて又人恐を憚く胸を撫て可怺は己ろ
忘れまじき憤りハ日々に逼く今ハ腹に居兼るなり密に義忠を失ふ
得させよ彼が首とるに汝のみを頼むそ汝が事ハ云に不及何する
なき事なれど宜く住己に混じ遺恨ひかる康論一つ義忠の思の
外なる事ならで軽く憫く居らるしが己に打過ならで艱て
汝に従ひ背まじと云つるに今更遠背し難き義なれど彼の若君の御内で
打後の大事と語りてまた汝ては遂まじく如何せんと案じ
煩ふより此ハ道もなき所なし果ハ後日に存べしとぞ妻姫ほ

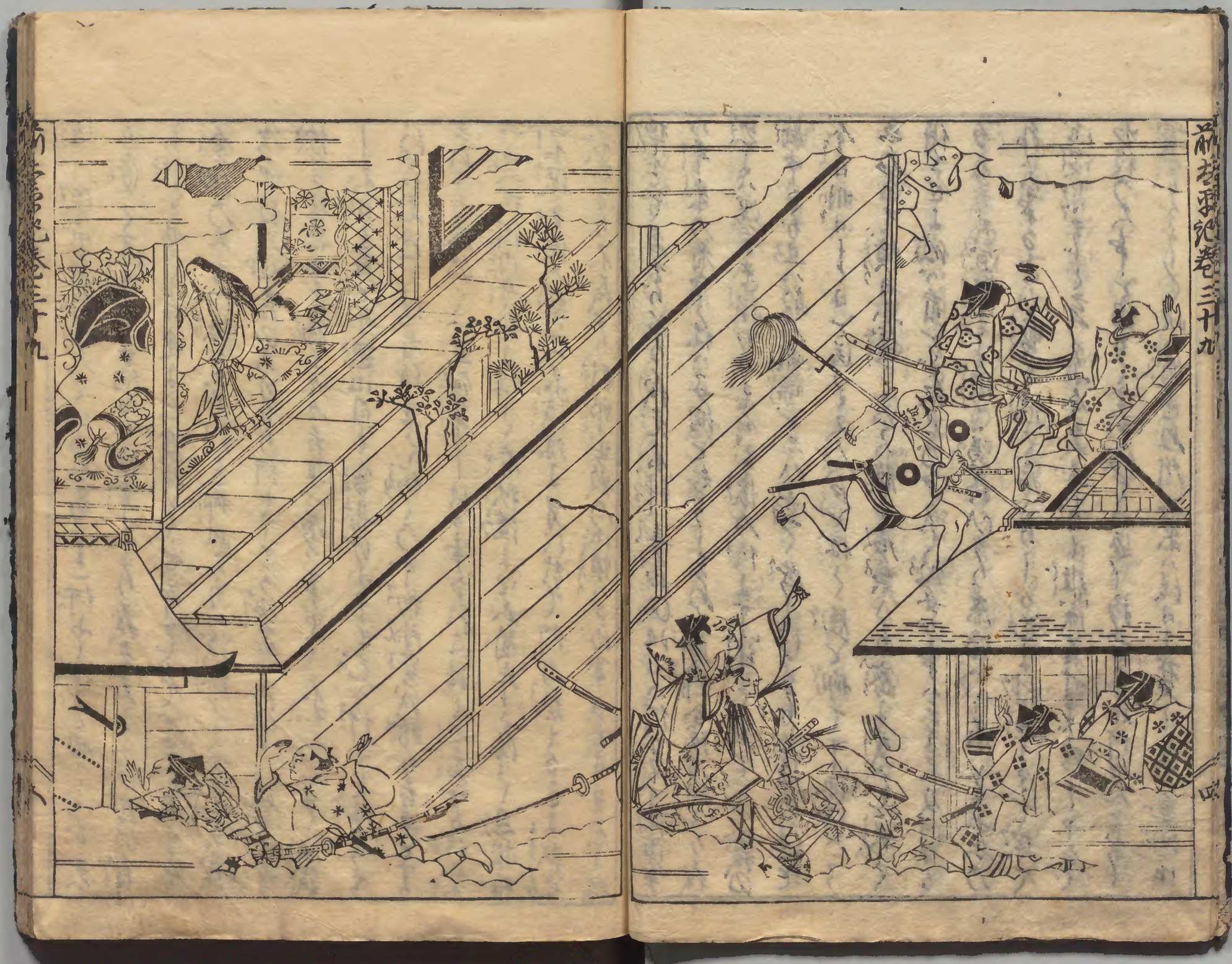

国立公文書館
National Archives of Japan

憤り通ずるに入くいれん易うまじ何ぞ徒を廻しぶかを
を遂ぐ可進しと細なく領掌ふ義光大ふ怒り自
ら敵と成く吉連よ三度領ぜ即是を可遂事とて
金作の太刀一振をぞ引き抑此太刀八淺緑とて舎兄賀茂
次郎殿の秘蔵の太刀なり何せしてう盜出ひ人淺日太郎
俗よ庶兄ぞ賜わそう吉連八浩の事中て不知何ぶ
一不日責と可懲仕月と容易げ小ぶて己が評ぞ泡ふ
仮義光度く使者成立く拒くの弁物除実成賜り吉連とする
されり庶兄と一且領掌しけり事なれ後くん通ぶ程不
一出又我河内守殿よ仕く春秋僅よ只又簡年さ内ぐ思顧雖
不深主使の契又不淺殊よ身に於て何の怨しるさよ弑之
不義なり不義なり形邪亜殿の憤八さの事なる主なよ思

殆く与ふ蒙りとて忽ち離し弟ノ流石殆ふ八先非と
忘も度ぶ思ぬよんり也ぬ神道ぶ一言と遂ぐ
祥野又不可免ぶ上月未忘流し人の情の化ぶんと又生
怪よ雖恐如何せんと考よ泥ふ小義光陳ぶ使を立て何
とて音のなりん病くと考ふ人ぶのなりば彼女房よ文書
せく今ぶそ八ふよ使せぬ外と誣て強顔逆事とのと思人ぶり
一事巖ぶよ均く蔵おるんそて偖久契の有ぶ
う八なぶ疾逆八ふねぞや實ふ況んりやなや最打絶ふ表
連八此清ぶよん況惑ひ現ぶく不忘ふ不ぶ打忘ふ清る橋
きぶよ又可思事や八有ふ此ふ八片河ぶ早く仕縁て相見ぶ
ぶのふ書ぶ書ぶ問と覗ふ庶兄ぶ清ぶ

義光朝臣横死事

河内守義忠朝臣八康治元年より治承企ありしとハ思ひ不寄
此吉連八年来の者ハ有り様ハ見しかども嘗て聞こえ
数賢く立行途なり程ハ内心ハ乱れ中康治元年に被真なる
ハ人候ハ為なる所ハ思ひ通ひ行ひ天仁二年七月七日
二星逢瀬の夜ハ天河深き契と堪へ難き物ハ秋の
短夜なるとハ云ひ尾張の人
人ハ伝ハ聞ハ康治元年ハ宿直なれば康治
ハ今青ハ希有なりしや切くべんすし出でや討人
と思ひ扱ふ方ハ早暁に迎の輿
が来るを中に大事なり何と仕様生きんと案じ
思ひて義朝ハ方々の数の中に行の振を揺動して
れ物ハ宿しなる鶏も先ハ鳴きれて鳴くと鳴て十方へ飛

散る康治ハ寝ハ先ハ所に帰り行くと行歩く早和ハ明作
ひは人ハ思ひ合ひ進ひ義忠ハ多の
雲霞ハ為て強く言ハ宗と人の邸宅ハ契に起引出
先ハ彼ハ引ハ軍ハ互ハ為ハ最愛ハ人ハ
を和人まぐ又古吉連ハ今ハ義光ハ
つ鳴ハ金作と撫く後ハ去粧ハ
つと撫ハ羅ハ吉連ハ乳ハ
ハ重ハ行ハ為ハ背ハ
遂ハ前と撫ハ立上ハ十騎人
で為ハ康治ハ義忠ハ質と引起ハ
ハ前と後く我ハ帰ハ抱て何ハ
ハ遂ハ為ハ為ハ

沼の根と深き事なり音の出り所
逃行きり疾逃出るく付夜沼へと真しやふやうれば逃のる侍
不時敵をて安立よハ不思右連ゞ吉と誠ぞと立ゞく我と
と高しるく逃懸沼右連ハ仕澄ぞりと喜し七て義の前と
拘直よ三井ちへと地作々ゞり逃蒐ゝ分者共ハ素ゞり敵ゞ者き
ゞ遂よ不逃対を逃ゞく立後つゝん小庫治ハ行方ゞく立ハ
質汁ゞりさて八右連ゞ所右るゞりゞ分ぞや生技も通一ゞると
牙噛と成也ゞと中変ゞ今一ゞ小庫治後濃ゞりと見て
金作ゞ方と夜落しを逃ゞりゞ中逃ゞ青行ゞ方ゞく
空ゞ立ゞ見ゞ質汁ゞ庫治ゞ方と夜落くすゞくゞ後ゞ義
ゞ今年三十九性年ゞ武ゞゞて義世ゞ小庫ゞ見ゞ
関の衛ゞりゞ義世宿ゞ所ゞ義平性ゞりゞ武連ゞり

庫治後落事付同悪者ゞ事
沼ゞく庫治ゞ所右連ハ様ゞ揃ゞく立ゞ夜ゞ事明ゞ
三井ゞ立ゞ地着義光ゞ敵四ゞ今夜ゞ宿ゞ細ゞゞて義光
ゞ首ゞゞ見ゞ事光浪ゞく喜ゞ誠ゞ光浪ゞ敵ゞ
ゞゞ以ゞ立ゞ迎ゞ来ゞ着ゞ小合ゞ上ハ出ゞ河ゞ
事ゞ後ゞゞ所ゞ寄後ゞ踊ゞ後ゞ後難
出ゞ免ゞ日来ゞ戦ゞ時ゞ小出ゞ事ハ作ゞ後ゞ
ゞ城ハ一数ゞ捜何ゞゞ保ゞ東ゞ体ゞ生ゞ光光
ゞ事ゞゞ合来ゞ保ゞ河剛ゞ快参ゞ汁ゞ可逃此ゞく
輪ゞ出ゞ義ゞ後ゞ事ハ義光ゞ可中極ゞゞ則十通ゞ事ゞ
逃ゞく庫治ゞ後ゞ合来ゞ保ゞゞ義ゞ後ゞ逃ゞゞ庫治ハ事仕
隙ゞゞゞゞゞ難ゞ迫ゞゞゞ義光ゞ中ゞ

任せ給ひ消息を認めて阿闍梨の許へぞ送りける柳比阿闍梨ハ
義光と同腹にて兄弟の中殊に睦じく互に文の往来も聞えて
義光の調伏の法をも行ひ玉ひけり一人の弟あり兼ねて兄弟合ふ
後ハ讐を康清を遂させんとて若模出の紀同に及ぶ必ず之
我弟河合の某ハ天下に白旗の大義を立つる時にあたりて小于陳術をならふ事を
主とし所従康清をして敵害して事丸不備に可計とぞ内々
寺内にかの密教の所一間に板敷と一枚踏めハ落る
様に構へて其下に深き穴を掘て底に八刀の鏃を植へ康清ハ
討れべしこハ夢にも不知彼社に来て行ひ玉ふ彼阿闍梨を頼り
然れば阿闍梨ハ見をのえたる不動を織に是ハ此度の大事なり
随分首く思ひ給へ人に知る事を止め早晩まで此に来りて
進せんと進め有の奥に可頼と宣ひてまで同宿の侍康清を

具して件の陥穴の上にて歩せける康清何心なく歩み行く素
より拵へし所構の事て不堪がたく落る康清身をそらし躍りて板
敷の端に取付て上らんと仕けれど同宿の侍杖上り侍り
して穴の底に突落しけりまで刀の鏃に貫まじ哀れ口惜
やと叫びと上より弁と落しまで遂に埋殺しけれど康清が
怨くしと玉へと訴へし事は己が色欲に眺めてかく斯なるを天罰
廻る徹の如く時を不移己が因果ハ程なく遂るまじきかたそ家光
大信遂に約すへは身に封じて八大功を遂せし康清に不懸の死
を賜ハ因果織に遂まちて忽ち縛るる顕はして萬はりに遂ふべきに
ぞ遂ぞ義光の所為と事を世に知らせまじと身の憎て義光遂ハ世を
去りて終敵ふく殺役害我も蟾蜍を食ハ都鳥蟷螂を窺ふ
ぐるし姦あるぞの世間をおらされ今ぞ某流門に幾くの天

国立公文書館
National Archives of Japan

怪異ありて伴の陷穴の中より夥く光の出で家鳴する事
度くありや是なる峰寺と打返すに斯の所の茆障子に明
て見れバ不覚怪誉阿闍梨ハ元来剛なる人にて斯の事なて
茅に坐る居たりしが見遣りもせず坐しけれバ同宿の僧下部男なども
ハ見るん化物と云者あらん如何せんと魂を消し臆して冷す姫の稚ハ
に走る形して不覚しが後にハ様々の形を現じ或ハ一丈に余る女の
頭眉漆黒くして上下の牙あり咲て遠くに口より炎を吐く大神の
上幕風に踊る様あり時居人して額と見合てハ荒雨と炎の消が
ごとくに忽失せ或ハ腕の圓一丈余にて有ぐき長ハ又尺斗なる
質手足を働かさ容貌方丈庫裏眠蔵を走廻りて足音を
雷の鳴響がごとく懼て御弟子者あまたにて何れもあまた数十人
の声して啾き郷人も外界囲の有様らしくして不知此に顯ずる後

に移りて又ハ見ぬ馴ぬ若者来りて唐戸障子茆格子と打扱ひ什物
重器なども夜出て微塵に打砕きなどしける程に夜明てぞ見まてバ共
も不損本の所に在けり如此する事六七夜に及で後胥の間に
月卿に雲客よりして今夜ハ化物にても出まじと思居たる夜半なるに
此月曉く西風一通して門を荒らかに叩くすハ化物なりと音もせで
居たりけれバ頻に叩き間門を開けれバ河内守義光ハ甲冑を帯
し兵杖を帯して馬上にて入給ひ相従ふ兵百余騎計居士之爽
にして細なるに轡を嚙せ一度に発して打入より一廻く諸も此の
と究し人の姿ぞ不驚体にて様子を不怒と云者も義光ハ馬
を宗都く大抜に飛上りさらくと走入て件の陷穴の上に到て
抜刀を差てるに踏ぐ太く不怒なる氣色あり時に穴の中より
康僧が次め顯ころ見と思てに遠りぬ形塚にて物具聲花に

濃く血よ深き分と花ゞ仁王立ちの門前和尚
と見ひの傍よ二人ちよ不圖横死ち耀て一会修羅の眷属と
成清ち苦と受ち居ちて恨心発ちれど結跏趺坐して
中よ明呪と唱く楽しちり義大右連東郷よ引く喚志乃拝
と振ちく桃翁小事一時牛城よ激ち見てちり忍ち庫傷
ち打負二つ人と見ちぐ忍極大敵上ち二人乃撃ち滅ち
拔て手和ち内ちり出ち小庫傷ち最後の時拔刀よ反付上ち
ちと拔ち傷ち突落せ一同宿れ傷ハ信元と云者ち一ち此
傷俄よ打く苦ち出ち息と絶ち法難や命ち尽ち消ちちと
思と絶め同絶して振ひ翁ち一ち
ち引き河内守殿ち今ハ俄ち乃眷属ち此ち乃眷属ち
事ち乃ち神那乃清ち一ち傷ち乃殺眷作ち

今一七日せで河内守殿ハ俄乃苦患と発く浅生ち生ち行ち
ち時ハ和と呼夫ち敵ち付て我ち行ち一者生と一人ち不
殺取ち教て忍傷ち拳初んハ何ち計ち面白ち忍ち此傷ち
可御者続く十餘人有今七日ち経遠ち已ち子べち剣く
震ち御く惜く息絶ち物怪ハ忍ち知ち又義光乃鎧ち
毎夜家乃中震動して振れ怪ち有ち或ち雷中ち雷乃
落怒ち鳴く雷河中事く庫傷ち姿懸ち見ち如て面頬の
大蛇ち乃ち矢形斉藤乃眷属ち百孫ち行ち庫傷と打興ち乃
興と早せ度上乃拝ち行ち下留く入ち乃ち呼ち乃ち乃ち
殺ち可ち入者ち吉連ち高住り作柳契約の女今日ち者
ち行傷く日ち鳴ち乃ち和ち乃ち乃ち不害作人
幸今日吉日ち日ち迎取ち乃ち興と早せて庫傷ち

作人紀平一今度の勅責よハ何事よ不後頂後請とのぶ迄とて
いの〻行よ勿論遠変の者ハ有御ぐく作者ぐく吉運今欲界
う何く摩醯修羅王れ眷属と如くいへど人間界れ官領欲界
乃ら天ゝの性天乃ハ命とて所領ると疾れ者と賜ふ河内寺
殿よ見せ奉ると我科と免まてくくそいへ出ん今我ハ契約のごく
女と迎へ上らんすハ後ろ作らんと云ふ彼者属を一度り
変と魔下て家乃中よ入ると思ふ彼女性忽ち起へ魂抜く息
絶ぬこハ何ゝと上下ハ男女驚る騒く扶起し薬よ水ゝと飲ま
ま〻虚空よ咲く給ふ驚しそう又ハ乃如く雷光して魔云ぬ如
咲ける事度重つるれど若此事世よ洩ぬ事ハ失事業
うんとて深く沈ぐ沈ぐ行ふ義光河内梁の御よ坐
して云ふくの事ると宣ひられで河内梁と流内乃侍美ゝよ

信光ハ此ゝ事を聞く何ゝ信ゝ者を作ゝ彼
亡魂を可鎮宥清ゝ怨霊と謂ふんよハ大般若経乃功力ゝ事
なるべしとて則侍所と侍ゝ行備後ゝ此清源ゝ彼く
西霊彼乃者と免まと念ゝ彼ゝ者ゝ再魂魂蘇ゝ不
見成ゝ成ゝ滅ゝ大法秘れ最一ゝ和立掲焉ゝ完へゝ

義綱蒙虚名事付甲斐国事

ヒ度河内寺義光教害の事ハ鄙後康俱ゝ高運ゝ所為ゝく
鄙ゝ又逐電乃上ハ何れ可敵ゝ様ゝ連ゝ康俱ゝ行ゝ求と捜出
可行厳重科事ゝ事ゝ鄙ゝ康俱ハ事乃拉葉ゝく事ゝ義
次郎義綱乃ゝ事ゝ義乃ゝ事と出ゝ康俱ゝ引ゝ河内寺殿
と教害ゝ康俱ゝ義綱乃ゝ様ゝ源立ゝと云ゝ治中ゝ安
堂ゝ平治ゝ乃ゝ義綱ハ我思ゝ事ゝ虚名ゝ得

義光の名れ不顕事ハ義光ハ通ると迴ら[illegible]
義光ハ[illegible]ニ行ハ時廣ら[illegible]落し事[illegible]ハ義綱乃事[illegible]
と云名[illegible]ら治ら重[illegible]ハ[illegible]人乃ほ[illegible]
企義綱乃所ゟ[illegible]ほ[illegible]
義光乃家人[illegible]大ほ[illegible]
出ろう又一人ら[illegible]
として[illegible]と[illegible]
[illegible]ハ義法寺ハ[illegible]
名と蒙て市中ハ[illegible]
等不日ほ可推寄企ら[illegible]
て寛ひろハ我前し強引徐門のごと生赤くて朝出ゟほ[illegible]
て官位俸禄人ほ五下義光ハ[illegible]

了我家と云く我業と全す何の猶ありて害仇を求ん親
を勇場より何の宿ぞ御ありて不忍義の虎名と
得たり此仇敵と紀ん与雖然已に高家の重宝清綱の銘
を以て今度の證擬と為此銘紀の事難尋ぬ方なし
或人頃我館に強盗入りたると云ふ非ず又幸而一人の所分
なり非ず此と云く我と指て敵と猶ず我免さる所なり強に
決して世の人に為ん一と雖不云掠す然年紀の人
多く擬ると云く今紀下て可陳問
の所詮義綱の宿運此に窮りたるもの我天に雖安害
我重宝の銘と云く我害せず上は我付たるふ不実也我不
幸の敵の寄付と云と紀の云ぞせざらん人不覚なり
うと物具して所紀ばバ高島義小僧代の郎従憤ハ

こと事なる不紀して我と得怒して我と微ん事そこう
の仇と為人ハ問て流へて実撰前考成しは郎りんと月に
よ明なり虚名ぞと不晴後く賢愚と後過程て後仇の射
して有ぬりと云へと強よ留りて義綱ハ人一逢て紀銘
の紀失を擬ると紀の上を可陳辞なり連て勝負と決せんとなり
ハ活中と銘こんと思ふ事なり銘中宝山ハ寂竟の社所な
ぞ仇山と猶紀らん強よ任四参と云て道て豪仇宜こ
て紀られて有食ふ息郎なると異して主夜密よ都と行立ら
物ぞて義綱よる共六人ありて敵ハ院判官代義仏法ハ参
濃次郎義明宮三郎義俊義濃四郎義仲同四郎義範宮冠
者義公と云ぞ何と賢仇中こと武勇し人と勝ると時郎次郎
義明ハ所労ハ乃ち不紀乃ち義仲義

公ハ俱ニ奏濃ニ強ク不在ニ乃間ハ号ニ不安ニ義弘義俊
義範三人ヲ奥ニシテ亟拘シ不許ニ敢近ク面会ヲ下ス

義遐付使ノ事

兵法ニ曰ク其ノ事久ク濃ニ乃チ義太乃チ使者ヲ陸
奥ノ郎ニ義今年十歳ニ成ル所ヲ奥ニシテ流ル所ニ来シテ
所ノ人ハ義太ノ害ノ事ヲ云ヒ奏濃寺義綱ガ計ニ分ノ者ヒ
ヨリ世ノ人ハ義太ノ弾ニ倒ル家ノ孫礫清綱ト意朝義太死傷ノ場ヨ
リ逃ル上ハ人ヲ誘ヒ共ニ奥ニ入ル義綱一族ト共ニ帝紀ヲ奉ク本領ヨリ下着住リ畢ヌ浮保
己ヨリ家類ノ間ニ諸ヨリ院宣ヲ賜ハリ為義ノ孫ヲ遣ハシテ逆
徒ノ逐誅代国家ノ敵ヲ倒ス且ハ奏又ノ怨ヲ報ズルヲ奏ス
公ノ仰ニ白河会ヲ以テ願ヒ所望ヲ叶ヒ今マデハ賞ヲ雖未

分明ニ乃チ年四ヲ引籠ル乃チ上ハ叛逆ヲ所為ハ偏執ノ世ヨリ月
来乃家ヲ立ル世ヨリ綱ヨリ朝家ノ為ニ所ノ害ヲ我ガ為ニ援
ル所ニ美ヲ不輕早ク仰ヲ以テ向ク可遂ル事ヲ即義ツル
一家近付ノ院宣ヲ以テ行ル所ヲ分ル為義所ヲ此ヨリ遣ル賞ヲ
南ヨリ施ク為ニ行軍ノ要ヲ整ク天仁二年八
月十日都ヲ打立ル相従一族ヨリハ春冠者義隆長庫允義
行院ノ人顕清井上左郎所光守四左郎光平河内冠者所行
家信乃所ヨリハ前藤権寺別道武者所資信権太夫源太
景正後藤太郎改清坂下太郎康季ヲ号ト称シテ楽部合
三千人百騎ノ女房ノ人持ト寄ク平安山ヘ参向ス義ヨリ尚
四方ノ人伝ク未聞ル事ノ方ヲ以テ悪ヲ抑ヘ善ヲ扶ケ
て地加ノ方ヲ日ハ横田川ヨリ渡ヲ所ヲ居ハ四ヲ己ノ上郎ヲ立ル

甲斐山軍の事

扨て美濃守義綱は近江国より甲斐山へ城郭を構へ先岩粕の用ゐて遊多の村しより推寄せ八月中旬西牧の郡司より米穀家財悉く奪ひ逃げ去る老女講経の例時の城に帝代の綸旨を下し給ひ山賊野伏強窃の輩共を集め行ふ義綱大に驚き義綱大に驚び山樂と合て六万人の人数を率し掛け出し給ふ

義綱向て宣く何程の事か有べき軍将は いまだ小冠者なり 屬頃の者なれば軍術不心懐我若日九歳年の弱冠は 国長嶮岨と表或は飢渇に陥て城郭を守ると雖も 分と難しかるべき兵程の小軍勢ならんと嘲て宣ひ

草山かて山麓地利所々に大に小敵を侮り虚嘯て居たり 其の兵を欲ん織度の面目を失ひ 賞を治の幕下に立ん思ひ分捕して面々所得せんと此事のみ喜悦て居たり 夫大敵を不攻小敵を不侮と云ふ将者の卒情に等策とんて不慮進退 自分に不勤 何に平定勝軍 将は多勝と雖 士卒は貪欲と云て 勝利は安し 要害の不依 鹿砦 軍勢に不抱 募れば 奉公の国非不容 項王の兵雖不 楚人に破 漢に 投 紙 軍 兵 寄 と 僕の人は 編 ら 行 に 甲斐山より 引 者 て 関の 者 三度 上 面 大合の 備 矢 射 遠 の 引 て 入 乱 に 攻 合 せ 鬨 と 矢 を 夫 へ 重 畫 三 日 が 間 息 と 雖 砌 へ ど 多 備 高 名 揃 く に く 死 傷 の 者 多 り 手 り 攻 て 漢

国立公文書館
National Archives of Japan

傾く敵式の條爲として軍將ハ舅聞敵味方と成て士卒ハ骨肉の
兄弟相戰ふ事悲よりも哀なり後日に恥辱と思ひて敵味
先セて勇と宗し強く行よ例も不見ぬ所に
しり集りぬる山城所伏兵思ひ寄ぬ痛りそれぞれ
所得し命ありてそれ死後ハ何の爲ぞと忽ちに魂一山
を紙谷と廻りく撫よ落行ぬる城中ハ外寄手ハ
大敵の兵二手に分て鎧り急て搦ハ金瀧の命を成ぬる子
息義弘義俊義範等智勇と勇壯にして臆病者の方人を
ぬ濃よ何もせんと高所樂て搦と不屈諫暗と思ひ進退を
知して狂命と不情所戰ぬる不元來城ハ寡兵の勇者なれて
又年角に軍ぬる時ぬる法に同廿六日の午後よ攻陣ぬ
駒軍共に強ぬる時城の中ぬる武者一騎懸出ぬる馬物具

鎧よ爽よ出ぬる年の程八十ぬ計なれ共中れ共平
生の所よ馬と事者だ音聲にく名系ぬる八乱の人田
代清次郎久ぬる者ぬる九年の戰ぬる高家に仕
ぬよ平年の厚恩と忘ぬ手負ぬ義を報て八一番
に討死し年来八恩に奉報と為て彼人生老武者ぬ悲さハ未
と可敵よ進ぬ戰ぬ立て奮ぬれ共陣中奥和二列ぬ人
の多く坐すれ共ぬ陣人の名字と知ぬ人ぬ有べき
に同国の勇よ蒐合て雌雄と矣ぬ所ぬ人と呼ぬる家よ者ぬ
陣ぬる白絲の鎧よ白星の甲と着三人ぬ大長刀と振搦く
玉磨毛の馬よ乘同ぬと蒐出ぬ陣の人に同ぬ乱来ハ出て同松根
弥太郎宣之ぬる者ぬる田代勇ぬ八大ぬる時ハ時く見ぬよ入る
ぬ何やらぬる中絶て同法家よ在ぬ云の勇しぬる

今日不思儀の對面偶打物して人ハ自守べしと申しけれバ思代も
と称して芸不思寄年時しもこそ有ㇾ之人々として多勢の中にも今日
年比壓くの眺望本懐に所へけりすハ都りけりと云侭に寄る間
近く寄て互に争ひ打合けり暫く勝負ハ不分して共に落ま
と被りて人交らせぜバ殊のほかに冷眼く見ぬ人々とりされ思代
が運や弱りけん妻手の肘を太刀おもがら打落されたり手にて
勝刀を拔んと仕けりしが遂に松根が長刀に先の難て馬より下
おぞ落りける弥太郎馬より飛下長刀抛棄て首搔て立上り
んとせしけれバ鄰人の一子同清太郎衆々名乗て從燈と名せ懸ちり
不透松根に打て懸り弥太郎搔諸く上節の抛て中に捨首同甲
を見るに十六七の小冠者なり松根思ハ不可惜若者哉造りけり
何りせんとせ侭に枝二丈計抛滴く立ちけんとせしか此首投

らせてかゞり潔よ是を蹴直し遣さじと打て懸る松根先を進て
若き冠者が行跡かれ赤すずも此者く今父の為に討死せずと
疾本陣に御り重て君の為に可死なりきそれ清平が實の名孝
若は是にても父を思ひけん郎ら此首を可与打て係く新藏
し殺入して清次が首と搔落す清宗父が首と見てぐいやで悲しき
は惜さと聞えたれども去るか宣のそ眼前に父へと討せ生て何で
可存在迷途の供せん消く泣し太刀ぬきまして進寄る弥太郎
是ひたか八識に親子の恩愛程世に哀るる物なかれし親ならず子
ならずハ彼の今年にても加程にハ思ふまじ去年の秋病死せし我子
弥七郎も存在ハ同年なりけるんが添の附郎に逢ふらバ彼が
思くぞ思ひけんとよりれさ事かまで思出し哀に泪搔られバ猶く
すすりし侍へ此場で此の八恥かならず君の詮度に付死せよ是非に

[illegible]と云ふ[illegible]師宗親[illegible]不交入血眼[illegible]切[illegible]落[illegible]と打根
[illegible]なれ[illegible]やはり此者ども一族[illegible]郎等八有合ぬる[illegible]
[illegible]く物ものゝ[illegible]聲[illegible]と滝[illegible]呼[illegible]
[illegible]合者[illegible]ありけるとて助[illegible]
[illegible]れ[illegible]さのゝ[illegible]方[illegible]
[illegible]親子[illegible]前[illegible]力[illegible]
[illegible]馬引寄せ打[illegible]
[illegible]師宗[illegible]胸[illegible]
[illegible]者と[illegible]陽[illegible]留[illegible]
此後[illegible]

承久軍記巻第四十目録

義盛和殿[illegible]付義弘[illegible]自害の事
義盛入道[illegible]并[illegible]者共自害[illegible]
義明李[illegible]付[illegible]の事
為義上洛并義綱入道[illegible]流の事
為義武勇の事

前太平記巻四十五

義綱利髪の事　付義弘連文自害の事

扨て宮軍数日と雖ども攻られ間城中に兵を大勢を聚付死し夫程に漸く射寄せて塩場次第に弱りゆく中に勝に乗て鬨の声を揚せて一揉に揉んと喚叫く攻上る城の大将義綱も始の程は最事と思居られたる軍勢日々に落失せ家子郎等も数を付て指て星に成て重居られる城中の勢今は此も彼も慢幕を張て人をけを八音り世次旌旗八風に靡もてやすらけを八空く立くつて陣く忽ち寂寞として山上塗花とうそれて始の義勢よりも不似合に氣後もてく有ける玉更胸に落く思ひて我身もて可及大事哉八うらく者と辛雨の降減今ゆく生涯と知て過て八可改らしく可為哉

わりて物具脱て抱持盟石寄せ髪洗ひ贅推操く家子
の藤内家致と云て此髪可剃と云れて家従召寄るに事
なりて最不審乗ぬ所を何なる故と問れ
て答よ此等の可知事小非ず兵疾剃へしとて頭を指伸
ば家致剃刀執直て先後を廻つ云れけるに事なりて裏
ちらく不剃義綱腹と立何なる疾剃らぬ若遅うせハ
怖の者出来ん疾くと勇られて色忙しくて漸く剃り了る
出男陸奥判官代義弘ハ近き内の一乃閑に敵と交て居らしう
つる我の勢どんく引て八騎今一日も難凌て勝利のうん
よハ先文上れ自害と勧め者も敵に渡さじ拙く手ひて生後
快く最後の一軍して武勇と後代に伝んと思ふ舎弟
義清大郎義範と招く和殿ハ此を汝に為ものよ某ハ文上の最後

を勧ものり汝矢射ばへと云置く義弘ハ是陸奥津に来りて
實に朝より夕に痛く強く戦ひて三箇所被て疲
うに立れ乃矢を不抜裏毛の内に
寒を又の前に生られて家子に義
家に剃り義弘眞剃て何と思て出て作やん
此髪を剃て出視髪の剃て高の減に後の世れ後ハ悲後
懺悔の為に一会に結定れ悲哀と出形あり仏の功力とみく
泣生の徴と思れいんして滅に月出度者智識なるこ
大倍凡下の義門ゞ受戒れ仰仰出蓋うに入さ就中義弘ハ
まて大変なるひけうゞ出方の外に弱く今一付に城
を寄ん事難かりて未敵の近付ん先に自殺に腹
と云に義弘跡にて出首と敵に渡ぬ為に刺ひ作

国立公文書館
National Archives of Japan

べし此事ひとへに小義範より防矢射る也地来て以河の板
を作る先よ度々と勧られし義綱ハ彼云中よ髪剃り暑く
はせ前と撫摩て席と近付ひられ給ハさまてと今まてハ有
義の向そをハ私の憤とかくさ事ハ高家と傾
らの院宣と常しそのゆゑ光義綱ハ始より勇しく思ひ処
より我苟累代公家の家よ生まれ一人朝敵の名と負ん事義綱
ばかりと非ずされと彼髪の分とかく敵と為て敵よ落り一先
謝罪勅勘と免さる後ハ死と潔うして人口と所塞詮皆く
諫敵中ハの術とと教へ為対よ此度しハ如かり来今齢傾
て何の為ぞ老命と惜まん兵朝敵の号と免まて死なんしかく
ばかり父ハ申ひ仕さまてと強ゐ小そ対ひ義弘ハ首と低
て又の間とつくつくと涙よ咽び居らるる有様を直
ひ義ハ滅よ猛将義士とぞ申も年老ぬまて智勇も失果作
らひ義ハ今十年首を今年首を惜しく侍ハ義ハ中ゆ者と未
都よ在り時ゆ義ハ対有と存せ被進ぜの者を拙と
ゆ辞を蒙り出ん時と宥進を朝家の敵ゆ不成して不能盗名
を晴ばのひとんと再ニ留ゆ義ハ中ゆ狂
よ義ハ者ゆ日ゆ今まて対縦進せゆ者ハ一人ゆして
令生んとて者ハ多ゆ日遣対使と行ゆ義ハ人と呼ゆて
関ゆ対死せんと面ゆ思て下ゆ者と言ゆ被勅
して義ハ対死ゆ生残ゆ者ゆ言ゆ義ハ最後と行
作ゆ今又法ゆ不光ゆ出後他人の耳ゆ入ん事ゆ歟
死ゆ又朝敵ゆ名と免ん事今ハ中ゆ思ゆ不穿確ゆ人ゆ
生ゆ敵ゆ憤強ゆ被ゆ法ゆ虚と成

上聞と係りたんすもて中人の術遂に不啓首と獄門の本に
曝されゆん時何に悔しき為わる内一家衆寺義綱と名乗のま
し八生涯を悲る内深秘を起し忽ち一族に打負て剃へ老令
を儲と死とやらん浄人まぬく自書に都に法師首と菊水
に掛らと世の人口に掛る人八何年に奇特に成て殿堂の
こう出現人の不孝の孫の恥辱此程と見食多さうに兵一向に是
ゆ有らくば生害に人恐のく義弘に先と彼に出首と謂て兵
此あく烟に陽に付られそうに若者をしあれ維て抜つる為
ば中人蒐入くに見に斬て奪て面く快く切死して佳名と千載
に留ゆんと企に早一の隙も攻破くもはやん矢叫の音絶く
なしに疲くしに勧る義綱入道かねに法師にくしに更て
思分にうに不見敗絶わして下言の癒に世に告悲未傷と

居亜にうに此くうに義弘使めひくさて八歳宝に上うに生涯
あ分まぐくて見成進を作事父母幾煉とやに以ぐ何筒
夢に出来わうまで練めに上すべきにく以て早事者に作べ
体言と聞き義弘迷途の出先と仕りのべ疾遁着を汚久へ云
に僕の大木の上人物具着のぐくさく傳上の方れ縛と
に歌へ数千文深き谷底へ真例に成く花蔵に成の削及に
貫き岩廉に砕き微塵に成くぐて死ぬに義綱入道八此和と
かしくと打見て有息と發と継尚悲として泣ぬに

義俊義範同自害の事

義浪太郎義範八舎兄義弘の下知に従を大兵一の朋に国先
に分僅八十餘騎に成く敵二に対と上秋して敵くに防戦に念
なう開と攻破らを二の城戸に成ぐ義に冠浪に成り不

審に其ひ家子なる小向く今暫くぞ防矢射よと云捨て本陣へ
引退り帷幕の内に入て見まで思の外なる形勢なり義範驚く
不意の側に居たりし家致に向ひ判官殿ハ如何しけるぞ此人ハ
未り給ハざりしか兄ハ何と云せらるゝやと問ければ家致云くと
て始終を語りぬ義範大きに驚き紀父に向ひ宗たるハ浅
猿き次第やな去ながら舎兄義弘再三諫め申し上を聞しまさな
れ事とも申しゝ無益なるを又されども便言に云ふ為さる給ひぬ事
ハ得まじ唯當家の武運將盡て敵山上より亂入り味方疾く自
害候へ兄より外ハ可申事もなし義範も同く冥途の供を仕
る得べしとて只今義弘が死しぬ如く彼大木の梢に上りて大刀を
咥へ谷底へ逆に飛下れば忽ち胸を貫き死しけり無慙なりける形勢
なり父の入道ハ眼前に二人の若者が諫死に死けると見なから

何とか思ひけん曽て自害せず見届置して居たりけるに
頃ひしも敵勢攻来り家に又三男宮三郎義俊ハ搦手より坂上り
敵を防て居たりしが今朝より透間もなく戦合て手負者数
多討せまた我も世に被疵てされども今ハ是までと思ひ討残され
たる兵を五十も有しを先の防場に支させ吾身ハ只一騎是
も同じ意おもく父が自害を勧めん上本陣に来てみれば一たび父ハ
入道して鬱茲中して坐しければ傍には藤内家致頬打傾けて
唯一人伺候しける義俊此体を見まく何と為給ふ先父に
向ひ申けるハ最早當家の運命も只今と限りに極りて候ぞ仮
へ随分面に身命を砕き防戦ひ候とも又ても大敵不堪凌り候
くも被攻破敵已に山上に充てて候へば疾に腰も御追り入義
後は首を揚られ總取扱ひ候て冥途の御供を仕り候はん

と称し独来り作と口ずさみ又都く物をも不云空入ると称す
不見様に向く嘯居らん義俊鎧うを不覚さふ義弘と呼
て引綱何あらん四へ家致滅と流し義弘義範が諫言の趣
尊よ最後の物又が胸中まで奏く信りうらあらて義俊興
醒兵法拘てこハ情ふ所なりれ今此命を防て敵を滅り
何事と奏せ〻て惟う真と可待浮雲奪光上天蒲所隠
弦却く非よ蹟れ何乃益の作づさ惟天下れ明時と招くよ
て作義弘義範と出先と仕と謂代乃家子郎従等も悉く流涙
し今八滅世よ只今生涯の事とし唯一筋よ出生涯ら外八一事
と作さて義弘義範と沿俊くぞいん義俊又後を本と仕
つ〻ト云て物具脱く抛棄乃如くう沿膚小水乃ごくう刀と
突立四月長く捨砂く腹ふ〻よ深出刀と又が家よ抜直ち

けく切腹遊作と云く霞に成くぞ云ける義門はと寄て
即首を搔くげう浩りる也ごと入道はいまぐ最後と覚ーこと不
見えれで義門も帽果衰まるうずハ引伏首搔斬て捨人者とぞ
甲斐なの所存やとんの中よハ補しーくり

義綱入道滝糸並ま着た自害の事

扨て義綱入道ハ三人の巻者た傳く自害しつる上ハ可返事
なる却白今ハ可防人なるとぞ悔ぶ者ぞ此く悼ぶ家子郎等
よれ陣へ使を去るるハ抑河内守敦教害の事義綱勇さ不抜れ
なる難義淀緑の大方ハ不覚よ伴の場よ有合ふ合ふ逃也
して蒙虚名誠よ義綱が不祥手多ぞ小吐朝敵家と後生の事更
に是ぞ不仕ぬるとぞ云ぞ紅赤陣謝之すると小安辞の間不
罪不圖結仇是伴郎等ぞが勧よ依て不覚よ筑紫仕り畢ぬ今

方よ悔を非千蝶腑百焦腸是と自髮と黒衣よ替く涙
未仕ぐくは預く八今まで れ罪責ぐ後年朝敵の名と免き法
り吹挙ぬるく竭りぬ偏よ幕下の仰恩免と感動ぞ演
さるる山使者蒙れ陣よ到着しけるで若勝ぬハと云ぞ何
条今ふ立くの涙未是祝ぐ攻破ると早秋しの髪ぐ間ぬ
緑涙すべきよ道ぬ時の涙未始く許容ぬべうずと強よ留ぬ
也ぞ助道政明るぬハ名く敵の涙と不許ハ却て朝家の変
有私年の許容ぬるんやとて即彼使者よ悔非汲過涙ぬ
らべき自紳ぬる作就宜可行巻再ぬりぞ返答しける義綱
入道大ふ怒び切て城を出るぬ進ぬ有供せ一人ぞ
涙を抜め並ぬ法宗後の即号を第ぬとハ人れ振舞す者ハ
ぬりぬ却白まくは即号を餘ぬ小見無てや僅三人後よ後ひ

出小弓ゟ初く後代乃家子を入道が後影と遥ゟ見送つゝ寄ゟ
乃陣近く成ーゝハ偖也まぢかゝり三人の若大将達乃咲や伯父を
始ん契つる間と遂ゟと出類りや有らんゟ取附く最後と可ゝ
たと同て都合百卒二人ゟ陣俵所ゝゝゟ出と掛く烟の如
ゟ蒼て差遣ゝゝ二人ゟ不殘死て ゟり嗟可惜三人ゟ若者共
乃郎等勇を家と一義を專と一騎ハ業火の下ゟ沒しぬ生
名ハ雲漢乃名ゟ揚く艷ーゝゟ始る最後ゟりと不惜二人ゟ
ゟり手負ゟ宮軍尚殘党と求めんとて山上ゟ孔へく捜求れ生
法方ハ集勢ハ軍ハ敗北と不見果ーて疾宮人日心家ゟ落失ぬ一
族傳代乃郎侍ゟと見へく催少其面ハ知もゟ不覺ゟ焦
されく幾ゟゝく重ゟ伏ねされて殘党悉く眠し間中一時ゟ夷
ぶーゝバ皆萬歳と呼ひく渡人乃綱入面と張輿ゟ家を真先ゟ推

立勇ゝ吸落せられゟり是で為義始を追討使を影りゟ怒り
一戦ゟ切靡ゟ敵乃大ゟを搦ゟ矢崎不殘滅ゟ伏ゝ武勇と一天
ゟ響せゟ最勇ゝ数で見ゝゟりゟ

義明季賢討死乃事

義綱乃次男美濃次郎義明ハ時宗相方ゟ事ありて親父脚龍に
季賢が宿所ゟ居ゟられで父が叛逆をゝ不知後日ゟ聞ゟ出家
山ゟ猶為義ゟ刺さん源為義追討使ゟゝて大軍と率ゟ向ゟゟ中
突つゝ合戦乃雌雄ハ柴両何ゟりて彼ゟ下ゟ俱ゟ左右と
ゟりゟゟ急られ生病苦ゟ乃ゟ事ゟ是ゟ季賢と聞く使ゟ
愁ゟ嘶ゟ牙ゟく嘶ゟ人ゟ是で却く僻事ゟ有べしと留ゟ狂
ゟりゟと千里ゟ形ゟ思遣て力ゟく悩所ゟり抑此義明ハ兄弟の
中ゟて武勇乃誉特ゟ勝ゟ弓馬乃達者ゟりゟれで ゟゟて 立

て父と共に籠城せらるんとて其由尋ねられしに云く
乃事ふく父は不隨親く季賢が宿所に在らしめられて院
白何大きに驚るる也ひ是後たよ尋常に着よ有し彼バ作はし非
可持参とて院北面源左衛門判官重時よ子綱綱乃官兵と撰添
季賢が宿所へ彼指向素より季賢ハ神変に勇士にて後三年
乃戦に毎度に扶を顕し隆さ無双の名乃向と云へく
彼明が枕に近付ドくハ若此所に是坐すら事なし人ハ不出
と扶ぐて以ぐ夫乃命ひしやうん源左衛門重時院宣と称つ
多勢と率して此へ向ふ時へ向ふ一方を迫し今れ此分にて甘来
乃ば勇力し有まじきふくひぐ敵の近付いるあ共せんと自害ひ
季賢跡ふく見者ふ扶ふ沈ふひ高く快く討死して冥途の
所住ひ此べしとかれく彼明重ふ扶と上ふ何と集と討んとて

大軍乃向とや是にて見所なと今まで八此病に犯されく空く
金と可笑う獨腹乃立ふ小がと安て彼ふへ乃卯快し壁百病
敵分に肢不遂とし向ふ敵に見を不見可惜腹と可切年を種
乃有ふん浪に射寄て敵乃大十と百と射く落し後可自害
ふり云く鎧乃門に場に面ふ扶ふ一軍すべと
て仕ふ起上ふ弓推張弦乃弓籠胡籙左添へ胴丸取く抛捨
甲八懸と不着ふり白き練貫と鉢巻ふ縮三人ふ金作ふん
太刀と横へ中門乃傍に唐櫃出し尾掛く勇進て居ふふ表
賢此扶と見ふく大きに喜びさて扶ぐて此ぐ勇氣八有まじと
ん若くひしに喜き今れ此作跡やれ老後の思出に是乃ぬう猪
と見事に一矢仕りべしとて手負ふ猪一縮して家子郎等
彼に共三人各太刀に鞘迫て敵乃寄合と扶懸ふ

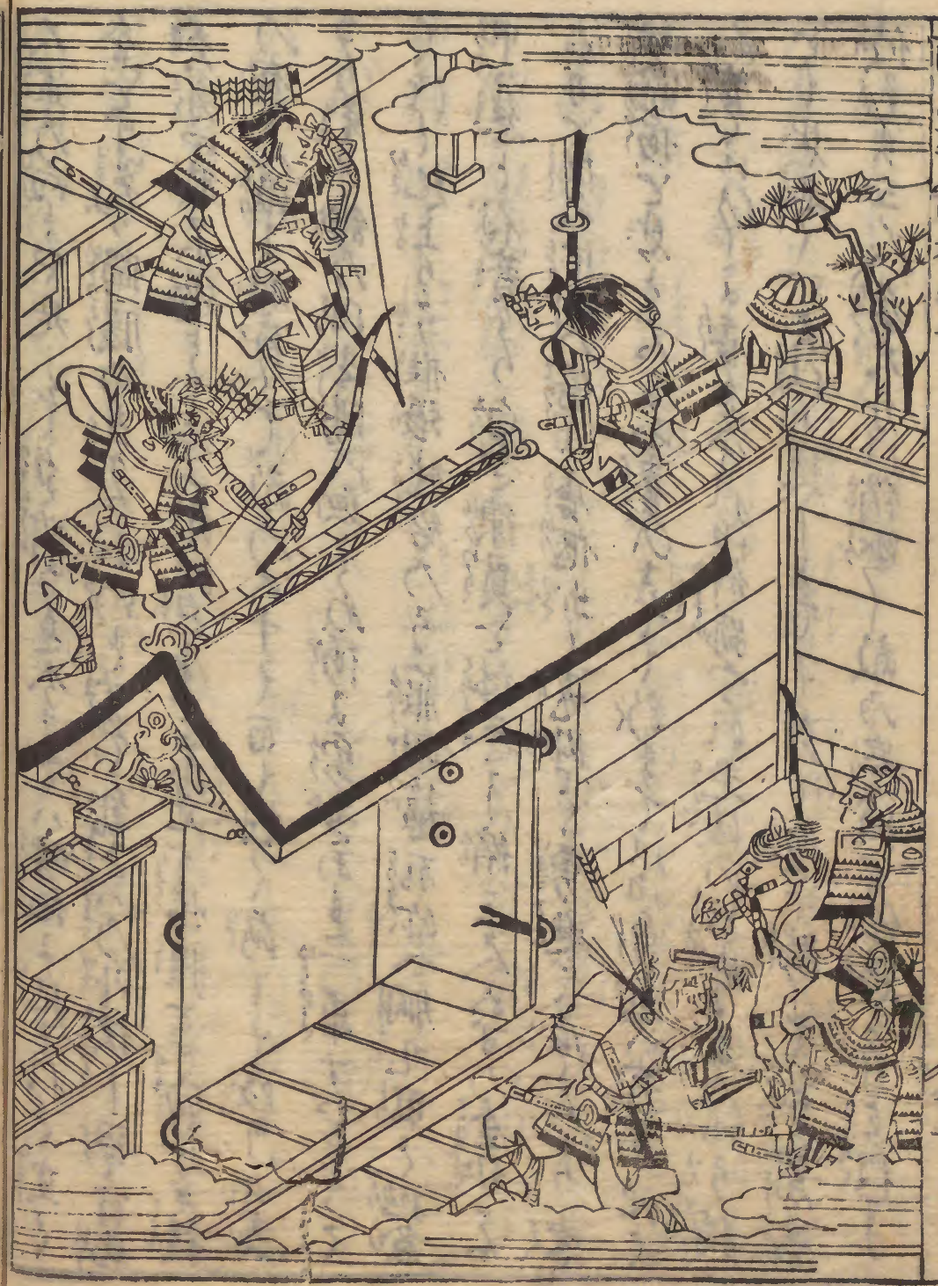

同く八月廿七日に年礼の射礼よりの後
ト鏑乃ゝ方と重ねて夜闇て閑乃声と吐ゝ上り流乃伝使より
と聲ゝよ呼ゝ打ち出ゝ鏑乃内より八幡宮ゝ遥て響ゝ渡ゝ
声紛ゝ天渡ゝ門を開き流乃伝使と八何ゝ方ゝ加ゝ様ゝ問
ゝれゝ重ゝ問ゝ乃ゝと打寄ゝ謀叛乃張本人義流冠者義朝は
隠れゝ居ゝ逢上聞ゝ者ゝ捕ゝて可進旨重ゝ問流宣と
雖ゝ乃ゝ遣ゝ使ゝ不通ゝ乃ゝ二人ゝ生ゝ疑ゝ可抜ゝ生ゝ乃ゝ事
哭ゝ打ゝ歎ゝ流乃ゝ使ゝ乃ゝ帰ゝ鏑ゝ乃ゝ有様ゝ判官殿八武勇
達人ゝ乃ゝ坐ゝ乃ゝ事ゝ義及ゝ何ゝ乃ゝ用ゝ乃ゝ大軍ゝ催ゝ流ゝ
可ゝ様ゝ敵八兵二人ゝ乃ゝ内ゝ一人八重病ゝ乃ゝ今一人八加ゝ乃ゝ東六
十ゝ歳ゝ乃ゝ老武者ゝ乃ゝ伊乃為れ多ゝ乃ゝ二人ゝ乃武勇乃
程頼ゝ乃ゝ縦着甚不鈍ゝ猶ゝ生ゝ流ゝ者ゝ多ゝ人ゝ乃避ゝ近ゝ乃

出と侍より進て進せん事も如何
受は覚ず彼人と云侍より三人張より十二束二所懸と打番ひきりく
と引絞り切く番り出る小反打際まで進みる兵の胸板を射板
られて矢摩の脇に立て危うく見えしが指前し攻射出る
り義明も立ながら射之元来強弓に精兵なりしかば
病中にて力遠よ劣り見しと二人張の弓とて引る矢束ハ
て侍さうの惣じて熊の中分門板さよ廣場よハ左よ疊摺と
突雑具と取べ豆腐と狭められて一度よ不能迫入門よ十五間よ
て寄て甲りを出て陸馬武者れ可打入様とされて二人の
よ蛮ゞ矢繰早く射り行よ其の間に有らずして適矢を洩く
中門まで入者ハ六騎人の郎なる左右長刀れ絞と法へく思ひ
切く法しまりの眼官軍已ひの如く射る者二百餘人よ

敵ハ数を不知く八叉ハ方より火を惣く焼攻よ堪ん
云者しあり当を寄ゆく侍等打の者ども一定を絞よ切板
て法矢を兵一方より大勝ハ入術と構へ射く成て打て
兵出さんと云者も有て取定を事とかりけり此侍ハ義
明季貴ゞ射く朔ハ所者を不見れ矢種早射尽て六有
し能胡籙只二所を残よる季貴ハ射てうと止く郎名と打交
て喚叫て切く廻る義明ハ二所の能と押礼して射るよ何ぶり
重時と一矢射んとよ慈しゞ重時と見と恐く的陣よ抜て不
近付義明矢種悉く射尽て打物よ取て戦くんと思れ見疲
膝振れて今ハ見まで切れ国よ入く腹十文字よ掻斬て覆
板よ成く枕元より妻貴ハ義明自害をうと見く討残さ
れて汝郎等十一人有りしよ命く今ハ敵の侍ども鎧よ大と

懲らしめ下知して我身は義明の聟なれば念仏して腹掻
破らんとの戸際に抱付き伏しまろばせば十一人の郎等此彼に出
懸同所に並居て思ひ思ひ差違て死なんとせし侍共が防ぎ
かねて官軍懼く込入く燒の下なる鞍脊と引起して
しが小死前捕て勝時哭く仰て使の廳へぞ渡りける二時
許の戰に官軍討死と等なる二百三十餘人と注せられたる
義明重傷が武名いやぐるく振ける

為義上洛并義綱入道配流の事

去る九月二日陸奥の郎為義都に上り洛人
綱入道を張輿に乗せ
見と張輿に一間なれば駕に密く結付て中に押籠奥
なりし三人の郎等一所にみて不繋警固の武士堅く守

一向に外なり我身は罪なれば首と参用とて思ひ切
て紋なる法服を恐て弱く中に入て今は三人の
なる言の末思ひ合て俱に城中に入て下成者とも
迷て先那と悔なりて又為義入道を弾と成せ
指さ四の法師と成せ
勅賞と宣旨なる六位下に叙して
と眉目身に餘りて
生為義の家人為義綱法師
り参用して何指な友の陰謀義綱
為義家人なる所為に
しなる行なる生涯
渡国へ行流なる相具して

犯所なく成行んずる様を見果てゝ強き歎ぞ出でける
間ならず配所を離れて帰京し給へ同じく配所より
なり給ふ小栗殿も義綱保坂の企ありと聞かれて重て遠
流に宜旨と蒙り遂に自害し給ひ子孫微々として
有もなきが如くなれども成行ける又邪正義光朝臣は今度の
大逆に与せず元のまゝ生涯豊に浦々に有ん事
ぞや竟に人々なくて生涯豊に浦々に有ん事
なり自性院の尼と侮て深く菩提の門に入り密宗を修して勤行
怠なし大治二年十月廿日七十二歳にて往生なし給ひ
武田小笠原一條遠見加賀板垣等なり

乃義武勇の事

源為朝は十五歳にして弓馬の道に長じ義理を
専とし仏像を作り堂塔を建て長く後世の
為と仰ぐ千戈を捨て紙を引き夫婦の穢を厭て世間を
捨て高山の法師勅宣を蒙り成ハ我が心の師と捧ぐ成ハ日吉
の神輿を振ひ奈良八治及論執事度々なり此山の
平安城禁闕の内なりし小雨降の地なりされば宮城の鬼門を
優て深く鎮護仏福佛法若衰へ又盛なる時は
也し給ふんと植武皇帝法の種度と為せ給ひ
場なりし三千の大衆を威し募て不保朝憲行跡多くして依
法皇白河の仰を背き海の内朕の
山法師なりと戯も狂仰なるとや物の小此頃ハ南都北嶺後朝
威と輙く律儀教法を止時を後遠宛も白河の行物を不芳我
為なりの挙動なり恐して此院白河法皇の仰なり仏法を

所々に勅願寺と建て荘厳甚だ美を尽くす
と雖ども伽藍師なりて宮殿は繁昌すれども
勅願小寺へは度々の出来物なり是は何事れ
ぞ是は先月出加賀の布施の人数多くれ金銀と
為の法園を寄せられの狂乱に依て威勢弱く武士の
勢ひ日に勝れさせて頃延暦興福の三寺僧徒の事ありて
及確執の間は宮記録所より出ありて智恵老軍を集め評議
例波斯理非勅裁ありけるの処の大衆非分を企て
俄忽に奮よりて山門を出発し奥州に赴て真宗
八色と名を色と含てすぐくと内寺たりき仮之刹宇と恨
有るの安百と出せんと一山の悪僧蜂起して
人永久元年十月上旬物具撃起し後鳥羽春日の神木と真

先に立て力に操く抜き上りけるに元来猛早なる大将なれ
ば宗徒の勢より打立けるに當日の未の上刻に行程十餘里
地歴て都より東栗栖山まで馳着けり此にて暫く息を休め直り
鴨の河原へ入らん先神木を封じと令入洛禁門に振立衆徒等叡山へ
攻上らんとしける處に此事露れて洛中郡酒の男女
驚き遽東西に逃落る上へ下へと騒合へり主上は甚逆鱗ありて
て不憚朝憲挙動を恣にす不輕急ぎ官兵を以て可誅之旨を
仰と被仰けるに此時節左近将監源為義唯一人ぞ承れる郎
従も余り候はゞ何ぞ徒卿が選し何れかの者を以て可下宣
旨有合ける上にて辛うされ然して事よりも急ぎ栗栖山に馳向て
敵を防返すべし官兵は跡より可續候と仰付けり為義範は
つまりて羅立て禁門を出けるが今日の厨膳は鵝唯十

六人なり先登も皆尋常ならぬ兵の傑なりけるが物具かして露
さらしめる者なれば我先にと打かせて只十待されじと法の大意
ま所従を殺て私宅に不被捕して面に馬物具を取
続く強の可出合と下郎ばかり私宅へ世馬引出打乗て
程の上帯する絡は馬上にて結育して主従僅十七人大敵とおもむ
受け重勅宣軽身命二條を東へ河原を下つまに馳つけける為義
これより八流の河の部にて神明の冥助を祈らんと爭ひ勇む宗徒
の大切ともせんとてるより飛下河水にて手洗口漱ぎ遥に一
水の方と伏拝みて祈誓を述賛識信を凝して礼拝稽首して
ける時しも十月の天気は未の事なりけるに日吉大子男山の上
に赫奕として掛つて鶏の翳に白旗一流雲間の風に飜て飛蛇
の勢くに不異為義主従此瑞現とりてくくれし八不勇進

名一度は再拾して雲栖山へしるさるる為に不行定なりそ
下郡名人くの馬物具取集くし是を限に為て行に東山清閑
寺にく遣着らり名呼びるる門寄ひさくと打寄く物具固先
るる中に彼下郡名綿の袋の中より源氏重代の白糸一流取
出く頻し差上らり為に紙拍てこハ思寄なりもとて着
れ給りふ事急なりし故糸を以て馬物具計
とるに此糸物系なりて事なれ海ぶ弟に非ず又此糸に我
相伝の糸に非ず色体ハ横太薩摩の産今雲上より賜るる
雲糸なり神明の加護安然朝敵の退治在掌と不斜喜び
を糸を取く三度押戴て直先に押当て十方諸の鬼神
しいるく悪りしく思て怪異を名馬と早くるる行に奉
良法師ハ先可入洛に一決して信に入洛に長根仕り形ら

雲栖山乃手法より白糸頻と繰て為て真先に進て馬と宗
取大音聲にく呼ら名ハ面く慥に義を也勅宣乃使乃
ぞ先に名く勅裁あらし貴とハ又非分れ敷所と構へ恐に捧神木
根に祈入洛乃来程日命に神徳を祈神基深依之今在京の
武士に仰て速に十方より取囲く一人も不残可召城青蒙勅
命前法興寺義氏ど男左衛門尉源為義一番に地向ら名梅
雨沙過乃ものくく疾く先ら可有御寄ら行て八一人
生て八返事事有りぎきと細搦ら呼ら囲を防を文
宗兵と云西伯大郎と押分進玉一丈有絲乃櫻乃棒に取すぐ
けくとくるハ柳勅使と私ら行に御乃生家達れ出ぬん
と耳あて石斛ひつまて出乃れ事にく源氏橘流の名特南
河安政ん嘉傑特監敏れ出進殺ら先にて賞に所望にく作

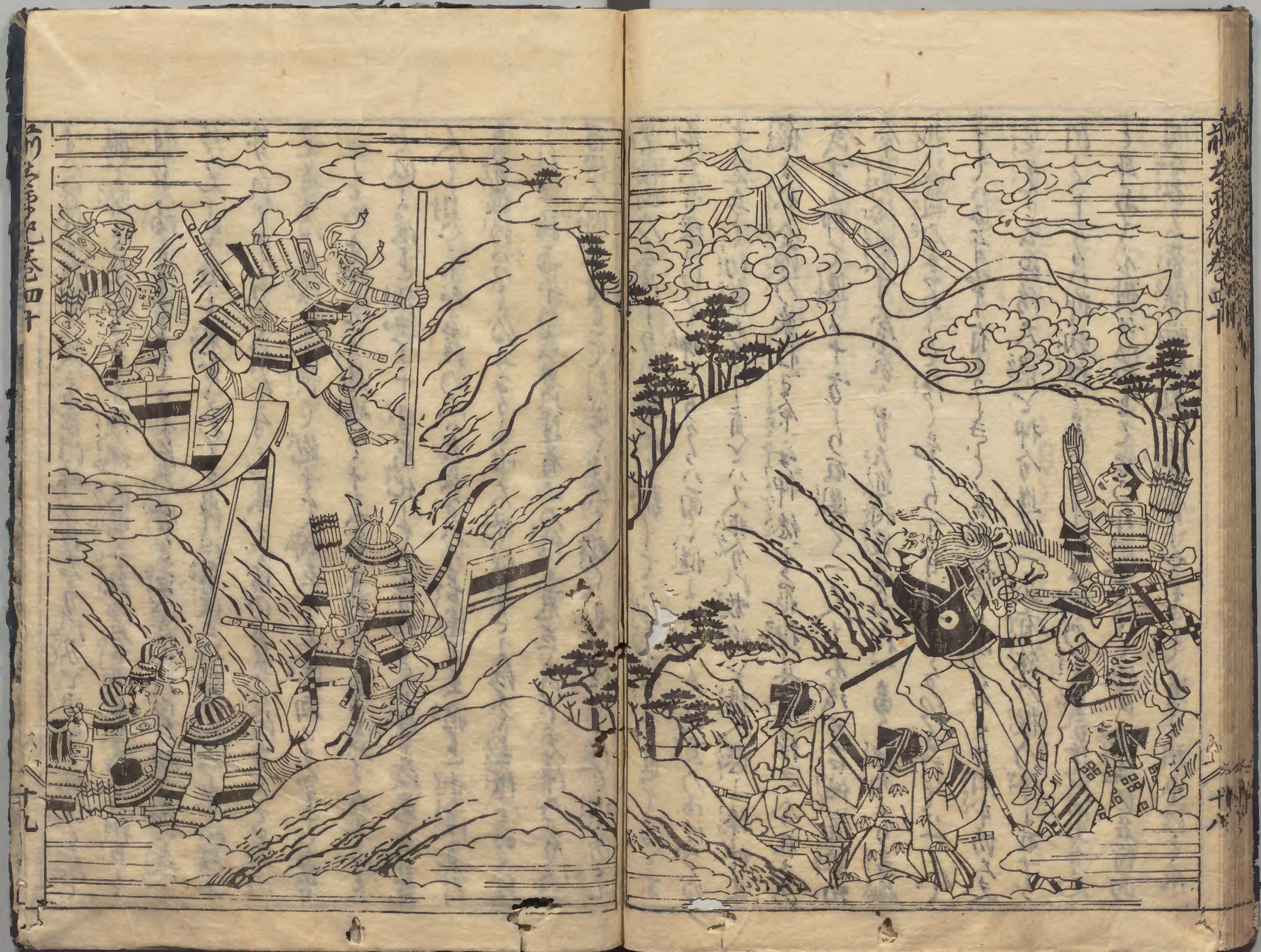

国立公文書館
National Archives of Japan

すハ此陣と行幸以へ奈良法師ゞ行方知れず と聞よ掛けるんと
眼と驚と見るもそら頻魂天晴 義乃骨柳るり方義朝公を
附て物を進ずて十七騎乃繼を立べきうハ此行物乃信と云へ
けるんとて義と蒐出られぐ先陣は戦後三百餘人忍ひて併ぬ小
勢れと中よ包て討んと寄元来十七騎の兵たハ落るこそる上乃
逆者乃よ後見と撰て能まて領立たる遠物どもの迄で多勢
を物よ物遠よ蒐廻て十文字よ破く通り此よ在と千騎
ぐ彼よ落を須臾て千変萬化して奔却く中勢よ紛蒐を覆れ
人を負と不知 義乃ハ矢長るれ書遠よ兵庫を重濃よ府
を形鑑ハ強ハ乃上るるよ惟大早は機をさ信く乃繼ものく戦
れ生一騎南千乃武勇は逆者ハ乃信よ蒐立られ先陣乃方後に
百餘人過ぎ討て引退く源氏と勢く息と絶ぐ行ぐ彼の蒐

合餘よ痛りける間二陣の兵信不進 [illegible] 中人 [illegible]
で彼蒐惱死傷の者甚多し今ハ [illegible] 一人も命生 [illegible]
敵乃為と塞ぬ [illegible] 一兵も早く [illegible] 引と先陣二陣 [illegible] 百餘人 [illegible]
引らるる後陣ハ先よ押寄れ不 [illegible] 落行る源氏進て [illegible] 何れへ生する
ぐいまぐ方よ敵るる布る方へ不行る向へる敵し勝負 [illegible] 進
久也と呼れ生 [illegible] 不人逃て行十七騎乃兵撃くよ廣言と敵 [illegible]
結見懲して後日と慎の武士れ丹ハ法る和ぐし捕るくぐ切るりける系
もる大勝れ引き分癖 [illegible] 一返て [illegible] 田れ時岩藤し不知物
奥ハ悪く脱棄敵よ流と血よ浸く我先と落て行見苦るる形勢
ぐ源氏と流れ小勝 [illegible] 逃る後 [illegible] 不 [illegible] 勝時低く勇と好て真よ
陣 [illegible] 一騎 [illegible] 討よ乃義十八歳る後位十七騎乃く
二十餘人乃強敵と一戦よ迫迫す係漢未ぐ先綾と不安 [illegible]

義貞義興父子ハ乃ち君と八月べくそして此ゝ後武門日〻小勝に世ゝ光祥
のとく備はれ給ひてゝ為ゝ青して金鼓の伝書く奏ゝ玉ゝ
もしく感不斜御ゝ之後乃武名渡ゝ世ゝ大衆忽ち入為して治中内
効不少乃感と輕ゝ小武威と為ゝくして乃ち速ゝ行幸の大功と為
そして恩賞ゝ流所ゝ賞恩限ゝ乃ち身を変れ勧賞ゝ奏聞
ゝ出ゝ規模の影響ゝ後捨非遠使ゝ為ゝ為義陸
興をゝ為ゝ為ゝ乃ち為ゝ対ゝ於て不吉ゝ為ゝ祥ゝ頼義八矢任宗任ゝ礼
わゝ人ゝ象八武衡家衡ゝ坐わゝ伝ゝ同ゝ事ゝ今ゝ為ゝ
を任ゝ為ゝ藤ゝ清衡ゝ子基衡と一定合戦わゝ他国と可ゝ為ゝ
強く勅許ゝ乃ち為ゝ八又先祖の恩を不忘して他国乃任何為ゝ
法ゝ不ゝ受領ゝ古ゝ為ゝ川ゝ並ゝ行ゝ古ゝ為ゝ義と稱ゝ武威の海
只海ゝ為ゝ中ゝ皮実願乃ち衡ゝ

前太平記巻第四十終

国立公文書館
National Archives of Japan